

がん対策推進条例の概要

(1 / 2)

条例制定の背景・必要性

がんを取り巻く環境の急速な変化や本県独自の課題への対応が必要

- ・がん医療の技術の進歩
- ・「不治の病」から「長く付き合う病気」への変化
- ・全国がん登録制度の導入
- ・がん検診受診率の低迷



これらの状況を踏まえ、地域社会の構成員が一体となって、がん対策をより一層推進していくことが必要

がん対策の基本方針（第1条）

がんの予防及び早期発見の推進並びにがん医療の充実に総合的に取り組むこと
 がんに関する研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究の成果を普及し、活用し、及び発展させることにより推進すること
 県民ががん罹患しても治療と就労、就学その他の社会生活を両立することができ、安心して暮らせる環境を整備すること目指して推進すること
 年齢、性別、心身の状態その他の県民それぞれが置かれている状況に応じたがん医療の提供及び必要な支援が受けられるよう推進すること
 がん患者及びその家族その他の県民の意見を十分に尊重し推進すること
 県、市町その他の関係者及び県民の参画と協働により推進すること

責務

兵庫県（第2条）

がん対策の推進に関する総合的な施策を策定・実施
 【がん対策推進計画を定める（第8条）】

市町（第3条）

地域の特性に応じた施策を策定・実施

医療保険者（第4条）

がんの予防・早期発見等に関する施策に協力

参画と協働

医療関係者（第5条）

がんの予防及び早期発見に努力
 良質かつ適切ながん医療を提供

事業者（第6条）

従業員ががんの早期発見及びがんの治療と就労との両立に取り組むことができる措置を実施

県民（第7条）

がんの予防及びがん検診等による早期発見に努力

基本的な取組

●がんの予防及び早期発見の推進

予防の推進（第9条）

- 〔県民〕健康な生活習慣の確立
- 〔県・市町〕がんの予防のための環境整備
- 〔県〕受動喫煙防止の推進

早期発見の推進（第10条）

- 〔県民〕がん検診の受診
- 〔県〕がん検診の質の向上の推進
- 〔市町〕がん検診を受けやすい環境整備
- 〔県・市町・医療保険者〕がん検診受診の普及啓発
- 〔医療関係者〕がん検診の的確な実施
- 〔事業者〕従業員等ががん検診を受ける機会の確保

●がん医療の充実

がん医療の充実（第11条）

- 〔県〕がん診療連携拠点病院を核としたがん医療を提供する体制の強化等支援、連携促進
- 〔医療機関〕がん診療連携拠点病院等と連携しがん医療を提供
 先端医療を提供する体制の充実

●がんの特性に配慮したがん対策の推進

- 小児がんその他の若年におけるがんに係るがん対策（第12条）
- 高齢のがん患者に係るがん対策（第13条）
- 女性に特有のがんに係るがん対策（第14条）
- 肝がんに係るがん対策（第15条）
- 石棉健康被害に起因するがんに係るがん対策（第16条）

●がん登録等の推進等

- がん登録等の推進（第17条）
- 先端医療等に係る研究の推進（第18条）
- その他がんの予防及び早期発見の推進、がん医療の充実等のための措置（第19条）

●がん罹患しても安心して暮らせる環境の整備

がん患者の療養生活の質の向上（第20条）

- 〔県〕緩和ケア・在宅医療に携わる医療従事者の育成
 相談窓口の周知及び機能強化
- 〔県・市町〕緩和ケア・在宅医療の普及啓発
- 〔医療関係者〕状況に応じた緩和ケアの提供
 がん患者等の意向を踏まえた在宅医療の提供
 がん患者等からの相談への適切な対応

治療等と就労の両立（第21条）

- 〔県〕がん患者等就労の普及啓発等の事業者への支援
- 〔事業者〕休暇取得促進、代替職員確保等の措置

治療と就学の両立（第22条）

- 〔県・学校教育関係者等〕がん患者が学校教育を受けることができる環境の整備

がん教育の推進（第23条）

- 〔県・市町〕関係者と連携したがんに関する教育の推進

商品・サービスの開発提供（第24条）

- 〔県・事業者〕がん患者等の負担軽減に資する質の高い商品・サービスの開発提供の促進

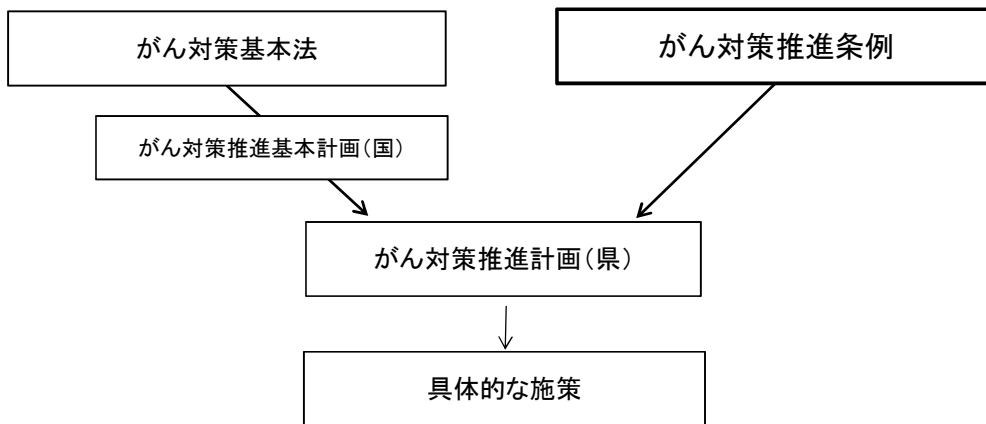
その他がん罹患しても安心して暮らせる環境を整備するための措置（第25条）

がん対策推進条例の位置付け

がん対策推進条例とがん対策基本法との関係

がん対策基本法は、県は国のがん対策推進基本計画を基本とし、県の状況を踏まえた「がん対策推進計画」を策定することを規定している。

がん対策推進条例は、本県のがんを取り巻く状況や課題を踏まえた本県のがん対策推進計画及びがん対策の推進に関する施策を策定・実施するための基本となるもの。



がん対策推進条例と健康づくり推進条例との関係

健康づくり推進条例は、がんを含む生活習慣病等、歯及び口腔並びに心の健康づくりの推進を図り、県民生活の向上に寄与することを目的としている。

がんは生活習慣病等に含まれるが、がん対策の総合的な施策を推進するためには、予防・早期発見・医療の充実・療養生活の質の向上など多岐にわたる対策が必要となるため、各論的ながん対策推進条例を制定し、健康づくり推進条例と併せてがん対策に取り組む。

